

第2 地域療育センター運営事業

地域療育センターは、乳幼児から学齢児までの障害のある児童が、地域の中で安心して生活できるよう、障害児及びその家族を総合的に支援する地域療育の拠点として、関係機関と連携しながら運営を行います。

また、従来の地域療育センターの枠組みに捉われず、利用者や関係機関のニーズを的確に把握することで、地域療育センターとしての新たなサービスを構築し、満足度の向上に努めるとともに、迅速に質の高いサービスが受けられるよう、ライフステージに沿った、切れ目のないサービス提供を目指します。

地域療育センター全体における令和6年度の重点項目は、次の3項目です。

<地域療育センターの重点項目>

(1) 初期支援として「一次支援」の実施

子どもの遊びの場の提供や保護者への相談対応を行う「ひろば事業」や、心理士による個別相談など、利用申込後に早期に支援を開始する一次支援について、令和6年度から戸塚及び港南の2センターでもスタートさせ、当事業団全てのセンターで本格実施となります。【拡充】

(2) 地域の関係機関等への支援

地域における潜在的な支援ニーズにも対応できるよう、ソーシャルワーカーをはじめ療育スタッフとも協働し、関係機関等への訪問支援にかかる質と量の充実を図ります。【拡充】

(3) 利用しやすい集団療育の環境整備

就労している保護者が多くなっている中、週1回の低頻度療育を実施するなど柔軟なクラス設定を行うとともに、医療的ケアの必要な児童等については、重度化や多様化への対応が求められていることから、医療的ケア児や行動障害のある児童の対応のための非常勤の看護師や保育士等を集団療育に配置し、安全、安心の療育環境を整備します。【拡充】

※上記の地域療育センターの重点項目は、リハビリテーションセンター発達障害対策部門における地域療育センター機能と共通です。

センター名	主な担当区
横浜市戸塚地域療育センター(児童発達支援事業所「ぴーす東戸塚」を含む。)	戸塚・泉
横浜市北部地域療育センター(児童発達支援事業所「ぴーす中川」を含む。)	緑・都筑
横浜市西部地域療育センター(児童発達支援事業所「ぴーす鶴ヶ峰」を含む。)	保土ヶ谷・旭・瀬谷
よこはま港南地域療育センター(児童発達支援事業所「ぴーす港南」を含む。)	港南・栄

各地域療育センターにおける令和6年度の重点項目は、次のとおりです。

- **戸塚センター**では、初診以降の二次支援を利用する全ケースに対して、「総合評価＋オリエンテーション」を実施するための効果的・効率的な仕組みを引き続き検討します。なるべくコンパクトに診断・評価～プランの共有まで確実に実施できる流れを検討します。【拡充】
- **北部センター**では、一次支援事業を令和6年度からはセンター本体とは別の場所に開設して実施していきます。ソーシャルワーカー相談、心理士・保育士面談、ひろば事業を充実させ、相談から始まるサービスのさらなる拡充を図っていきます。また、相談担当と地域支援担当の機能を整理・強化して、効率的で利便性の高い相談・地域支援体制を構築します。【拡充】
- **西部センター**では、国の令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児/重症心身障害児・強度行動障害を有する児の支援充実が謳われる中で、来所困難な対象児へのアウトリーチサービスの推進も含め、あらためて重度障害児への支援をセンター全体で推進していきます。【拡充】
- **港南センター**では、ひろば事業、ソーシャルワーカー・心理・保育士/児童指導員による個別支援、巡回訪問等の地域支援など拡充する各事業について、部門を超えて適切な人材が関わる体制を整えます。また、ラポール上大岡との協働で卒園児の園外プログラムを実施し、卒園後も施設利用につなげて余暇支援の充実を図ります。【拡充】

1 相 談

- 一次支援では、心理士・保育士・ソーシャルワーカーの各相談支援を連携させ、療育センター利用間もない保護者の不安の軽減を図ります。特にタイムリーな対応が必要な時期であるため、相談枠数を確保します。また、一次支援担当のソーシャルワーカーは、ひろば事業で情報提供や保護者懇談を行う中で、個別相談と併せてピアサポートを行います。【拡充】

2 診療・訓練

- 各家庭のニーズに合わせた支援プランを立て、相談から始まる支援の充実を図る中で、医療が支援の一部として効果的に機能するように、支援プランの作成や検討会議、調整の各プロセスを見直します。【拡充】
- 診察や訓練等の枠を柔軟に調整して、タイムリーに必要な対応ができるように努めるとともに、一次支援をはじめ、他部門と適切な連携を取りながらチームアプローチを強化します。また、保護者向け講座はオンライン化を進めつつ、対面講座として残すべきものについても検討します。【継続】

3 集団療育

令和6年4月より、児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）が一元化されますが、クラス体制は従来のまま表記します。

【令和6年度4月のクラス体制】

	登園頻度	戸塚センター	北部センター	西部センター	港南センター
児童発達支援 (肢体)	週5日	1クラス	1クラス	1クラス	1クラス
	週3日	2クラス	—	1クラス	2クラス
	週2日	1クラス	1クラス	1クラス	1クラス
	週1日	1クラス	2クラス	1クラス	1クラス
	月2日	—	—	—	1クラス
	月1日	—	—	—	1クラス
	利用人数	15人	24人	13人	30人
	日々平均利用児	8人	9.8人	8.6人	10.4人
児童発達支援 (知的)	週5日	3クラス	3クラス	3クラス	2クラス
	週3日	3クラス	4クラス	5クラス	4クラス
	週2日	4クラス	4クラス	6クラス	6クラス
	週1日	8クラス	4クラス	—	1クラス
	月2日	—	—	—	2クラス
	利用人数	108人	90人	90人	92人
	日々平均利用児	49.2人	46.8人	55.2人	45.2人
ぴーす	週1日	8クラス	8クラス	8クラス	12クラス
	利用人数	46人	44人	53人	72人
	日々平均利用児	11.5人	11人	13.3人	18人

(1) 児童発達支援（戸塚・北部・西部・港南）

- 障害の多様化や就労している保護者の増加により、児童の状態や家庭状況に合わせた通園頻度の設定、保護者支援のバリエーションを増やします。また、集団療育利用児のみならず、外来児も利用できる保護者支援のサービスを検討します。【継続】
- 育児における精神的負担感が大きい保護者や、家庭生活の全般に支援が必要な家族が増えている中、より安定した家庭生活が送れるようスーパーバイズ体制を整えます。多職種との連携を図りチームでアプローチが行えるようにすることで、個々の家庭状況に応じた保護者支援ができるよう努めます。【継続】
- 保護者支援において、親子通園の中で保護者が療育的な関りを実体験できるような個々の保護者に合わせた丁寧な説明を心がけます。また、同日に保護者教室等も連動させ、保護者同士が発言する等主体的な参加ができるクラス懇談を計画します。

【継続】

- 併用先保育所・幼稚園、児童発達支援事業所、就学先の学校等の関係機関との連携について、児童の障害特性や発達段階での課題・支援内容を療育参観や訪問をとおして、共有する機会を増やします。【継続】

(2) 児童発達支援事業所「ぴーす」 (戸塚・北部・西部・港南)

- 多職種を交えた専門的な視点をふまえた「発達支援」、保護者が参観・参加しながら児童の特性について理解を促す「保護者への支援」、園訪問や療育参観を通じた「地域への支援」を三つの柱として、将来を見据えた療育プログラムの質の充実を図ります。【継続】
- 卒園児フォローとして、配信システムのアンケート機能を利用して保護者の相談等のニーズを把握し、電話等による相談対応を実施します。保護者会については、1年生・2年生に開催し、3年生以降の保護者にはテーマを設定した勉強会を実施回数を増やして開催します。また、児童と保護者が一緒に集まれる同窓会を複数のセンターのぴーすが合同で企画します。【拡充】

4 地域サービス

- 小学校の児童支援専任会議やスクールソーシャルワーカーとの連絡会を活用し、発達障害のある児童や保護者への対応、支援体制のあり方について情報共有・情報発信を行い、発達障害・グレーゾーンの児童を支える地域づくりに繋がります。【継続】
- 地域における療育の中核機関として、ホームページや利用者専用サイト「tsunagaruーつながるウェブサイトー」を効果的に継続活用し、発達障害に関する情報発信を行います。また、関係機関にとって利用しやすいツールについて、見学の機会等に iPad 等を用いて療育の運営方法等を確認しながら、紹介します。【継続】